

令和7年度寝屋川市老人福祉施設等指導監査実施計画

寝屋川市が所管する老人福祉施設、社会福祉施設（以下「施設等」といいます。）に対する今年度の指導監査の実施計画を次のとおり定めます。

1 指導監査の方針

施設等に対する指導監査は、施設等の経営が自主的かつ自律的に行われることに配慮し、法令又は通知等に定められた事項について確認を行うことにより、適切な施設等の経営の確保が図られるよう実施します。

2 実施時期

原則として令和7年7月から令和8年3月まで

3 指導監査の具体的方法等

(1) 実地指導監査

ア 対象施設等に対する実地指導監査の通知は、原則として実施日の概ね3週間前までに行います。

イ 対象施設等の規模等に応じて、原則として指導監査課の職員からなる指導監査班を編成して実施します。

ウ 関係書類を基に、施設等の経営の状況について関係者から事情を聴取するほか、必要に応じて関係設備、帳簿書類等を、実地に確認することにより行います。

エ 実地指導監査において改善の指示を行った事項については、1か月程度の期限を付して、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行います。

(2) 書面指導監査

対象施設等に対し、必要に応じて事業概要等に関する書類の提出を求め、提出された書類に基づき、指導監査を実施します。

4 主な指導監査事項

(1) 職員配置

(2) 設備

(3) 運営

ア 災害対策

(ア) 非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施及び設備点検

(イ) 業務継続計画の策定及び研修、訓練の実施

イ 各種委員会の開催及び指針の整備、研修の実施等

身体拘束、高齢者虐待防止、事故防止、感染症の予防及びまん延防止

ウ 勤務体制の確保

エ 秘密保持等

オ 苦情処理

カ 協力医療機関